

【別紙1】補助金評価基準

1. 補助対象事業の適格性

(1) 補助対象事業の明確性 (2点満点)				
基準	補助対象事業又は補助対象団体の目的・視点・内容が明確である。			
評価数	(明確性) 大 2	小 1	なし 0	
自由評価	補助対象事業又は補助対象団体の目的・視点・内容が明確である。	←————→		補助対象事業又は補助対象団体の目的・視点・内容が明確でない。
(2) 補助対象事業の公益性 (4点満点)				
基準	特定の者のみ利益に供するものでない。			
評価数	(公益性) 大 2	小 1	なし 0	
チェックポイント	①事業実施又は団体運営により利益に供するものが多い ②不特定の者が参加できる体制が整えられている(公募を実施しているなど) ③特定の者を対象とするが、通常他のサービスでは利益を供される機会の少ない者を対象としている			
指標	チェックポイント①及び②に該当する。	チェックポイント①、②、③いずれかに該当する。	チェックポイントのいずれにも該当しない。	
自由評価	特定の者のみ利益に供するものでない。	←————→		特定の者のみ利益に供するものである。
(3) 補助対象事業の必要性 (6点満点)				
基準	地域での住民自治、社会福祉・教育の推進、経済・産業の振興の分野において、行政が積極的に普及・促進する上で、事業推進を図るための支援が必要と認められる。			
評価数	(必要性) 大 3	中 2	小 1	なし 0
チェックポイント	①総合計画・マニフェスト等に謳われ、市の施策として積極的に推進すべき事業又は団体である ②行政目的を達成するため、本来市が主体的に取り組むべき事業または関与すべき事業又は団体である ③住民ニーズはあるが、他に同様のサービスを提供する機会がない事業又は団体である			
指標	チェックポイント全てに該当する。	チェックポイントのいずれか2つに該当する。	チェックポイントのいずれか1つに該当する。	チェックポイントのいずれにも該当しない。
自由評価	補助対象事業又は補助対象団体の必要性が高い。	←————→		補助対象事業又は補助対象団体の必要性が低い。
(4) 補助対象事業の時宜性 (6点満点)				
基準	社会情勢に合致している。			
評価数	(適宜性) 大 3	中 2	小 1	なし 0
チェックポイント	①市民のニーズが高く、優先的に実施する必要がある ②社会経済情勢や他の自治体の取組状況などから優先的に実施する必要がある ③施策として遅れている分野の事業または団体であり、弱点を補完する取組である			
指標	チェックポイントの全てに該当する。	チェックポイントのいずれか2つに該当する。	チェックポイントのいずれか1つに該当する。	チェックポイントのいずれにも該当しない。
自由評価	社会情勢に合致している。	←————→		社会情勢に合致していない。

2. 補助の有効性

(1) 補助対象事業の効果 (6点満点)				
基準	補助対象事業又は補助対象団体の活動の効果の検証を行い、効果を上げるための取組を実施している。また、実際に効果が上がっている。補助対象事業又は補助対象団体の活動の周知を図っている。			
評価数	(有効性) 大 3	中 2	小 1	なし 0
チェックポイント	①補助対象事業又は補助対象団体の活動の効果を検証し、効果を上げるための取組を実施している ②補助対象事業又は補助対象団体の活動の効果が上がっている(イベントであれば参加者が増加している等) ③補助対象事業又は補助対象団体の活動の効果を公表するなど、活動の周知を図っている			
指標	チェックポイント全てに該当する。	チェックポイントのいずれか2つに該当する。	チェックポイントのいずれか1つに該当する。	チェックポイントのいずれにも該当しない。
自由評価	補助対象事業又は補助対象団体の活動に効果が認められる。また、効果を上げるための取組や、周知が図られている。	←————→		補助対象事業又は補助対象団体の目的に成果が認められない。また、効果を上げるための取組や、周知が図られていない。

(2) 補助金交付の有効性 (6点満点)				
基 判 準 断	補助金の交付による効果が認められる。			
評 点 価 数	(有効性) 大 3	中 2	小 1	なし 0
チ ェ ッ ク ポ イ ン ト に よ る 評 価	チ ェ ッ ク ポ イ ン ト	①補助対象事業、団体運営費に対する補助の割合が適正である(概ね10~50%程度を原則とし、事業費に対し補助金があまりにも寡少であったり、団体の自立を阻害するほど過大であったりしない。) ②補助金の交付によって補助対象事業又は補助対象団体の目的に成果が上がっている(補助金の交付がなくても実施可能な事業または運営可能な団体ではないか。) ③同一の事業、団体等に対し、他の施策等により重複した補助が行われていない		
	指 標 価	チェックポイント全てに該当する。	チェックポイントのいずれか2つに該当する。	チェックポイントのいずれか1つに該当する。
評 自 由 指 標 価	補助金の交付による効果が認められる。	←—————→		補助金の交付による効果が認められない。
(3) 手段としての有効性 (1点満点)				
基 判 準 断	補助金交付という手段で関与する妥当性がある(委託化又は直接執行できない事業である)			
評 点 価 数	(有効性) あり 1	なし 0	/	
評 自 由 指 標 価	補助対象事業は、補助金を受けて実施することが最も効率的である。	補助対象事業は、全て委託化又は直接執行すべき事業である。	/	
3. 団体等の適格性				
(1) 補助対象事業の内容と団体等の目的の合致性 (1点満点)				
基 判 準 断	団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致している			
評 点 価 数	(合致性) あり 1	なし 0	/	
評 自 由 指 標 価	事業活動の内容が団体等の目的と合致している。 (個人に対する補助の場合、こちらを選択すること。)	事業活動の内容が団体等の目的と合致していない。	/	
(2) 会計処理の適切性 (1点満点)				
基 判 準 断	①帳簿や領収書により全ての経費が明らかにされている ②使途不明金がない			
評 点 価 数	(適切性) あり 1	なし 0	/	
評 自 由 指 標 価	全ての経費が明らかにされており、領収書の無い経費もやむを得ないものに限られている。(個人に対する補助の場合、こちらを選択すること。)	使途不明金がある、領収書の無い経費が多い等会計処理が不適切である。	/	
(3) 団体等の財政状況から見た妥当性 (1点満点)				
基 判 準 断	団体の決算における繰越金(剰余金)がない			
評 点 価 数	(妥当性) あり 1	なし 0	/	
評 自 由 指 標 価	補助団体等に繰越金がない。 (事業費補助の場合、これを選択してください。)	補助団体等に繰越金がある。	/	

### 合計点数による総合評価

合 計 点 数	34~28点	27~20点	19~12点	11~0点
総 合 評 価	A	B	C	D

※評価基準のうち2(3)を除く1つでも評価「0」のものは評価Dとする。